

熊本市営駐車場条例の一部改正について

熊本市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「駐車料金（以下「料金」を「使用料（以下「使用料」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「回数券及び定期駐車券による場合にあっては、これ」を「前項の規定にかかわらず、回数券又は定期駐車券により駐車場を使用する場合における使用料は、当該回数券又は定期駐車券」に改め、同条第3項中「料金」を「使用料」に改める。

第6条の見出し及び同条中「料金」を「使用料」に改め、同条第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第7条（見出しを含む。）及び第8条中「料金」を「使用料」に改める。

第9条第3号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第10条第2号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第4号中「前3号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第11条第1項中「駐車場の全部」を「、駐車場の全部」に改める。

第12条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第16条の2 指定管理者のうち熊本市辛島公園地下駐車場の管理を行うものは、当該駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第4条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表第2の2の項に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、回数券及び定期駐車券を発行することができる。この場合において、回数券又は定期駐車券の発行及び当該回数券又は定期駐車券の割引率については、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

4 第4条に規定する使用料のうち熊本市辛島公園地下駐車場の使用料を納付した者は、当該使用料に係る駐車場の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

5 利用料金の収受の時期については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収」とあるのは「収受」と、「市長が特に認めたときは、使用料を後納することができる」とあるのは「指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない」と読み替えるものとする。

6 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。

7 使用者（回数券又は定期駐車券の交付を受けた者を含む。）は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第17条第1項中「市と」を「、市と」に改める。

別表第1熊本市辛島公園地下駐車場の項中「午前7時から翌日午前1時まで」を「供用時間中」に改める。

別表第2中「第4条」を「第4条、第16条の2」に改め、同表料金（1台当たり（カード式回数券を除く。))の欄中「料金（」を「使用料（」に改め、同表1の項中「料金区分」を「使用料区分」に、「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「超過使用料」に改め、同表2の項中「基本料金」を「基本使用料」に、「料金の」を「使用料の」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き熊本市辛島公園地

下駐車場を使用している者が施行日以後に出庫する場合においては、当該使用した全時間について、この条例による改正後の第16条の2の規定により、指定管理者が当該駐車場の使用（回数券又は定期駐車券による使用を除く。）に係る料金を収受することができるものとする。

（提出理由）

辛島公園地下駐車場に係る利用料金の規定の整備をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。